

あらいコミュニティスポーツ協議会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、あらいコミュニティスポーツ協議会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は、NPO 法人スポーツクラブあらい(妙高市総合体育館内)に置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 本会は、市内の健康づくりスポーツ団体の連絡調整をはかり、生涯スポーツの健全なる普及と健康づくり意識の高揚に努める。
- 第 4 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
- 1 健康づくりスポーツ活動の機会提供と運営。
 - 2 地域単位の健康スポーツイベントの開催運営。
 - 3 地域団体等の育成。
 - 4 交流スポーツイベントの開催。
 - 5 スポーツ少年団の育成。
 - 6 加盟団体間の連絡調整。
 - 7 その他本会の目的達成のために必要と認めた事業。

第 3 章 組 織

- 第 5 条 本会は地域健康スポーツ団体、スポーツ少年団をもって組織する。

第 4 章 役職員と任務

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
- 1.会 長 1 名
 2. 副会長 若干名
 - 3.理事 若干名
 - 4.監 事 2 名
 5. 幹 事 若干名
- 第 7 条 会長、副会長、監事、及び NPO 法人スポーツクラブあらい理事は理事会で決定する。なお、役員は輪番制にて選出し、理事会に推薦する。
- 第 8 条 理事は加盟団体の各会長並びにスポーツ少年団代表とする。
ただし、理事が三役に選出された場合、関係する団体は新たな理事を選出することとする。
- 第 9 条 幹事は会長が委嘱する。
- 第 10 条 役員の職務は次のとおりとする
- 1、会長は、会務を統轄する。
 - 2、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
 - 3、理事は会務を審議し、事業運営の任にあたる。
 - 4、監事は会計の監査にあたる。
 - 5、幹事は本会の事務を処理する。
- 第 11 条 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 議

第 12 条 理事会は必要により随時開催することができる。

第 13 条 会議は会長が召集する。会議は会長が議長となり、理事の半数以上の出席によって成立し、会議の議決は多数決で決め、可否同数のときは議長が決める。

第 6 章 会 計

第 14 条 本会の経費は次のものをもってあてる。

1. 事業収入
2. 補助金・交付金
3. その他

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 付 則

第 16 条 この会則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

第 17 条 この会則の施行に必要な細則は別に定める。

平成 15 年 6 月 3 日 一部改正

平成 16 年 3 月 27 日一部改正

平成 17 年 4 月 1 日一部改正

平成 20 年 3 月 25 日一部改正

平成 26 年 3 月 20 日一部改正

令和 7 年 3 月 13 日一部改正